第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

本市では、平成24年3月に「仙台市障害者保健福祉計画」及び「第3期仙台市障害福祉計画」を策定し、障害者の自立及び社会参加促進に向けた各種施策の推進に努めています。

近年,障害者を取り巻く現状は大きく変化しており,平成 25 年6月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(以下「障害者差別解消法」という。)」が成立し,平成 26 年1月には「障害者権利条約」の批准など,障害者の権利擁護を推進するための体制づくりが進められています。

また、平成 25 年4月には、障害者自立支援法が改正され、障害者の範囲に難病等が加えられた「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という。)」が施行されるとともに、平成 27 年1月には「難病の患者に対する医療費等に関する法律(以下「難病法」という。)」が施行され、対象となる疾患が拡大するなど新たに対応すべき課題も出てきました。

本市においては、これらの状況もふまえ、「第4期仙台市障害福祉計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

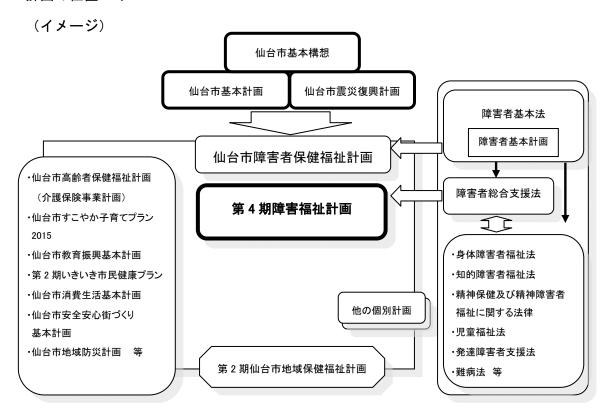
(1) 法令根拠

第4期仙台市障害福祉計画(以下「第4期計画」という。)は、障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づく「市町村障害福祉計画」として策定するもので、本市における障害福祉サービス等の見込量及びその見込量を確保するための方策などを定める計画です。

なお,国の基本的な指針(平成 18 年厚生労働省告示第 395 号/最終改正 平成 26 年厚生労働省告示第 231 号)及び第4期障害福祉計画策定のための県の基本的な指針(平成 26 年 8 月 4 日付け障第 484 号)をふまえるとともに、仙台市障害者保健福祉計画との整合性を図り策定します。



計画の位置づけ



(2) 仙台市障害者保健福祉計画と第4期計画について

仙台市障害者保健福祉計画は、障害者基本法第11条第3項に定める「市町村障害者計画」であり、本市が行う障害者保健福祉施策全般にかかわる理念や基本的な方針、主要施策を定めた計画で、平成24年度から平成29年度までの6年間を計画期間としています。

第4期計画は、仙台市障害者保健福祉計画(平成24~29年度)の後期3年間の障害福祉サービス等の提供に係る実施計画として位置づけます。

